

事業用大規模建築物所有者様

千代田区千代田清掃事務所長
伊藤 司
(公印省略)

『事業用大規模建築物における再利用計画書』等の提出について(依頼)

日頃より廃棄物の減量と適正処理及び再利用にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、「千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第14条第3項に基づく『事業用大規模建築物における再利用計画書』等をご提出頂く時期となりました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記のとおりご提出をお願いいたします。

記

1 提出書類 (1) 事業用大規模建築物における再利用計画書
(2) ごみ処理・リサイクルフロー図

※様式は昨年度と変更ありません。

➤ 下記事項に該当となった場合の提出書類

(ア) 所有者又は廃棄物管理責任者に変更があった場合…「廃棄物管理責任者選任届」

(イ) 廃棄物管理責任者の所属する会社の名称、所在地等に変更があった場合

…「事業用大規模建築物名称等変更届」

➤ ※提出書類は押印不要です。千代田区のHP「事業用大規模建築物の排出指導」からダウンロードできます。<https://www.city.chiyoda.lg.jp> サイト内検索「大規模」で検索)

ダウンロードができない場合等、書類の用紙が必要な場合は、清掃事務所までご連絡ください。

2 提出期限 令和3年5月31日(月) 必着(厳守)

3 提出方法 下記アドレス宛てEメール、郵送又は千代田清掃事務所2階窓口に来所の上、ご提出ください。

4 留意事項

① 提出書類の受理証明が必要な場合は、次のとおり、お願いいたします。

(ア) メールでご提出の場合は、押印したものをPDFデータにてお送りいたしますので、その旨、メール本文にお書き添え下さい。

(イ) 郵送でご提出の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(ウ) 窓口でご提出の場合は、2部持参の上、ご来所ください。

② 建築物の建替え・取壊し等により、今年度の計画がない場合には、再利用計画書(裏面)の「今年度計画」は、記入不要です。

③ 新規の建築物等において、前年度の実績が全くない場合は、再利用計画書(裏面)の「前年度実績」は、記入不要です。

5 提出/問い合わせ先 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-6
千代田区環境まちづくり部 千代田清掃事務所 ごみ減量指導係
電話: 03-3251-0566
E-mail アドレス: seisoujimusho@city.chiyoda.lg.jp

1 事業者の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条）

(1) 自己責任で処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。

(2) リサイクルを進める

事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物の再生利用等**を行うことによりその減量に努めること。

(3) 行政への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び**地方公共団体の施策に協力**すること。

2 対象となる建物（千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則 第8条）

事業用途に供する部分の床面積の合計が**1,000 平方メートル以上**の建築物が対象。

3 所有者等の義務（千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第14条）

(1) リサイクル促進とごみ減量

再利用を促進する等により、**事業系一般廃棄物を減量**すること。

(2) 廃棄物管理責任者を選任

廃棄物管理責任者を選任し、その選任した日から**30 日以内**に区長に届け出ること。

(3) 再利用計画書の提出

再利用に関する計画を作成し、区長に提出すること。

4 廃棄物管理責任者（千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則 第9条）

(1) 1建物に1人

廃棄物管理責任者の選任は、**原則として事業用大規模建築物ごと**に行う。

(2) 複数の建物の管理

1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務に**特に支障がないと、区長が認めた場合は、複数管理が可能**。

(3) 事業用大規模建築物名称等変更届

廃棄物管理責任者選任届の届出内容に変更が生じた場合は、その変更した日から**30 日以内**に区長に届け出ること。

5 廃棄物管理責任者の役割

（千代田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱 第5条）

廃棄物管理責任者は、次の事を行うとともに、**所有者や占有者(テナント)に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請**することができる。

(1) 再利用対象物及び廃棄物の発生量並びに処理状況の日常的な実態の把握

(2) 廃棄物の発生・排出抑制の推進

(3) 廃棄物の再利用及び資源化の推進

(4) 廃棄物の発生・排出抑制、再利用及び資源化のための指導

(5) 区及び所有者との連絡調整

6 所有者の範囲

（千代田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第4条）

条例で規定する所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとするが、以下の場合にも所有者と見なすことができる。

(1) 区分所有の場合

①理事会などの理事長等

②理事会などがない場合、区分所有者の代表者

(2) 建築物を一棟貸しで、すべて管理している場合の賃借者

(3) 所有者から全権を委任されている建物管理者